

【子育て応援ごみ袋の支給について】

洞爺湖町では平成29年4月より、新生児等が使用する紙おむつなどを処理するためのごみ袋を支給し、子育て世帯の生活安定と福祉の増進に努めております。

新たに出生された方には、児童手当等の手続きと一緒に申請して頂いております。



1 対象条件

- ・洞爺湖町に住所があり、平成28年4月1日以降に出生、または転入された満2歳までの児童と同居し、扶養している方。
- ・保護者が町税、水道料金、住宅使用料、上下水道料、保育料等に未納がない方。

2 必要なもの

- ・印鑑



3 申請場所

- ・虻田地区の方……………洞爺湖町役場健康福祉課（4番窓口）
- ・月浦、温泉地区の方……洞爺湖温泉支所
- ・洞爺地区の方……………洞爺総合支所



4 受取方法

- ・申請をしてから、1ヶ月以内に通知を送らせていただきますので、受取の際に印鑑を持参していただき、直接手渡しになります。（郵送はできません）

5 支給枚数等

- ・出生された方…………出生した月から満2歳に達する月の前月までの分を支給
- ・転入された方…………転入した月から満2歳に達する月の前月までの分を支給
- ・児童一人あたり月5枚の支給になります。
- ・1回の申請で12ヶ月分のごみ袋を支給します。
(次回申請時にはまた通知を送らせていただきます)

【お問い合わせ】

洞爺湖町役場健康福祉課

福祉・高齢者グループ

0142-74-3001（直通）